

(令 4 法後)

小 論 文

- ・問題は 1 ～ 24 ページである。
- ・下書き用紙は中に 2 枚入っている。

注意 解答は答案用紙に横書きで記入しなさい。

小論文 250 点

問題文

日本の国会や地方議会において、女性議員の数は少ない。こうした女性の過少代表の状況を改善する一つ的手段として、クオータ制の導入が考えられる。クオータ制とは、「政治の意思決定の場における男性優位を是正するために、候補者や議席、政党幹部の一定比率を女性(あるいは両性)に割り当てる制度」とされる。

以下の資料【1】～【4】を読み、政治の意思決定の場においてクオータ制を導入することの根拠を、それらへの反論を含めて1000字以内でまとめなさい。

解答を作成するにあたっては、あなた個人の見解を述べるのではなく、資料に書かれている内容に基づいて記述すること。また、全ての資料を用い、どの資料に依拠したかを資料の番号を示して明らかにすること。資料番号は、【 】を含めて1マスで示してよい。

なお、資料中の見出し、表や図、文章の一部などを省略したほか、必要と思われる箇所には注の付記、表記の変更を行った。資料【1】～【4】にある下線部は、注を付記した箇所を表す。

【1】 近年、先進国のみならず、多くの国の議会における女性議員比率が急速に高まってきている。IPUが統計を取り始めた1997年1月、IPU加盟の世界各国議会(下院又は一院制議会)全体の平均は、12.0%にすぎなかった。それが2000年1月には13.5%、2010年1月には19.0%と伸び続け、直近の2016年12月の統計では23.1%になった。

国別にランキングを見ると、20年前には北欧諸国を筆頭に西ヨーロッパ諸国が上位を占めていたが、現在ではアフリカや中南米諸国が上位に進出するようになった。1997年1月の統計で1位から5位までを占めたのは、スウェーデン、ノルウェー、フィンランド、デンマーク、オランダで、女性議員比率は30～40%であった。2016年12月の統計では1位がルワンダ(63.8%)、2位がボリビア(53.1%)、以下キューバ、アイスランド、ニカラグアと40%台が続く。

このように、女性議員比率が直近約 20 年の間に 2 倍近くに伸び、しかも先進国以外の国が上位にランクされるようになった理由は、多くの国でクオータ制が導入されたことであると指摘されている。クオータ制とは、「政治の意思決定の場における男性優位を是正するために、候補者や議席、政党幹部の一定比率を女性(あるいは両性)に割り当てる制度」である。1975 年にノルウェーの政党が、立候補者の 40 %を女性にするという制度を採用したのがその始まりであり、法律によって初めてクオータ制を導入したのは、1991 年、立候補者に 30 %の女性枠を規定したアルゼンチンであるとされる。

クオータ制は、典型的には大きく 3 つに類型化される。①あらかじめ男女別の議員数・議員比率を法定する「議席割当制」、②選挙の際に、各政党が擁立する公認候補者の性別比率を法定する「候補者クオータ制」、③政党が規約等において自発的にクオータを定める「政党型クオータ」である。①と②は、憲法や法律で規制される「法律型クオータ」である。

ノルウェーに始まる政党型クオータは 1980 年代以降に先進国を中心に広がり、1990 年代半ばからは法律型クオータが急速に世界に拡大した。上の類型に従って各国における国政レベルでの導入状況を見ると、①議席割当制はアフリカ・アジア諸国を中心に 24 か国、②候補者クオータ制は中南米・アフリカ・アジア諸国など 55 か国と、法律型クオータを導入している国は 79 か国に上る。③法律型クオータを有しない国で、候補者のクオータを自発的に定める政党があるのは 32 か国である。

我が国の場合は現在のところ、①～③のいずれにも当てはまらない。

(中略)

我が国は国際社会からクオータ制の導入を促す強い働きかけを受けている。しかし、女性の政治進出を阻む法的な障壁があるわけではないのに、なぜこのような法制度が求められているのだろうか。

クオータ制など積極的改善措置の必要性については、女性に対する「構造的差別」という考えを用いると理解しやすい。性差別に限らず人種差別や民族差

別などの構造的差別においては、機会の平等が現実に保障されているとは言い難い。差別される側のカテゴリーに属する人々(マイノリティ)は、「社会的地位そのものが格下げ」されている。したがって、差別を生み出す基盤としての「社会の格差構造そのものを是正」しなければならないことになる。

こうした構造的差別は、議員を志願する女性が経験する事実上の障壁となっており、それは「[機会の平等]の形骸化を推定させるほどに深刻」である。「女性の政治進出を阻害するメカニズムの存在が強く疑われる」とも指摘されている。そのメカニズムとは「男性をモデルに構想されたシステム」であって、女性が参入するのは容易ではない。

そうであれば、女性を排除するメカニズムを是正しなければならないが、このメカニズムが「社会的に形成されてきたもの」であれば、その是正には「大きな困難と長い時間」がかかる。そこで、メカニズムの是正だけでなく、むしろ「直接結果を修正することで、問題の早期解決を図る」ことも考えられる。こうして、「過渡的」な措置としてクォータ制が「検討されることになる」と論じられる。

(中略)

クォータ制などの積極的改善措置は、立候補の自由や政党の自律権に制約を課す可能性がある。自由の保障と平等の実現という「憲法上の要請が衝突する」とすれば、憲法原則上の整合性が図られなければならない。この場合の平等をいかに捉え、自由と平等とのバランスをいかに図るかが問題になる。

憲法第14条第1項の「法の下での平等」とは、全ての個人を、現実の差異を捨象して法的に均等に扱う形式的平等(機会の平等)を保障したものであり、実質的平等(結果の平等)を直接に導くものではないと解されている。形式的平等観の下では、個人に平等に機会が与えられており、それをいかに活用するかは各人の自由意思と能力・努力次第と考えられている。

しかし、現実の社会に「構造的差別」があるとすれば、全ての個人に平等な機会が与えられているとは言い難くなる。「潜在的能力はあっても資材や条件等

を欠くためにそれを現実に利用できない者]にとっては、機会は不平等なのではないか。スタートラインにおいて「個々人が置かれた具体的な状況を考慮して、現実に機会を利用しうる実質的な「機会の平等」を保障すべき」ではないか。これは結果の平等と混同してはならない。仮に結果の不平等があって、それが能力や努力の違いでなく機会の不平等から生じたのであれば、機会の平等の実質化を求めることは正当であるとされる。

憲法は、実質的な機会の平等化までは「要求しない」が、それを考慮することは「許容はされる」であろうとの指摘がある。そうだとすれば、実質的な機会の平等化は、「原則的に立法政策に委ねられ」ることになる。

(中略)

性別に基づく利益・関心への配慮を選挙制度に反映させることは、国民代表の原則と矛盾しないのであろうか。

国会議員について、憲法は「全国民を代表する」(第43条第1項)と規定しており、「自己の選挙区の代理人ではない」と考えられている。代表者は、被代表者の指図に従うのではなく、「全国民のために自己の良心に従って」自由に行動する点で、代理人の行為が法的に被代理人の意思に拘束される「代理」関係とは異なる。

こうした国民代表の原則においては、代表者は個々の利益から独立し、代表機関は国民意思を反映するものと「みなされる」。この考え方は、「政治的代表」と呼ばれる。ここでは、選挙権・被選挙権を行使する個人の属性は問題とされないで、性別に基づくクォータ制の導入に意義を見いだすことが困難になる。

しかし、現代では、社会構造の複雑化や国民の価値観の多元化を背景にして、「国民意思と代表者意思の事実上の類似」(傍点原文)が重視されるようになったことから、代表の観念も、政治的代表の意味に加えて、「社会学的代表」の意味も含むものとして「構成するのが妥当である」とされる。社会学的代表とは、個々の議員が社会の多様な部分利益を代表することを通じて、「議会が全国民の利益分布を忠実に反映する」という代表の在り方を意味する。これを実

現する選挙制度としては、「国民の多様な意思をできるかぎり公正かつ忠実に国会に反映する」ものが憲法上要請されることになる。

このように捉えれば、性別クオータ制は、むしろ「この要請に沿うもの」といえるであろう。もっとも、国民の多様さについては、性別のみならず「利益職能」、「地域」、「民族」など様々に挙げることができる。属性を排した「個人の等価性」と「個人以外の社会的諸要素の代表」はどこまで両立可能なのか、「[「等質性」を基盤としながら、どこまで「全国民」の代表の中に社会の多様性を反映することができるか]が課題となる。

(出典：山田邦夫「女性の政治参画とクオータ制論議—政治分野における「多様性」の確保—」『ダイバーシティ(多様性)社会の構築：総合調査報告書』(国立国会図書館, 2017年))

[注]

- ・ IPU：Inter-Parliamentary Union の略で、列国議会同盟の意味。各国の国会議員の連合体で、各国国会議員の個人的接触を通じて、議会制度の充実、国際問題の調査および解決方法の探究を目的として活動している(小学館「日本大百科全書」Web版)。

【2】

著作権保護の観点から、
問題は掲載していません。

著作権保護の観点から、
問題は掲載していません。

著作権保護の観点から、
問題は掲載していません。

著作権保護の観点から、
問題は掲載していません。

著作権保護の観点から、
問題は掲載していません。

著作権保護の観点から、
問題は掲載していません。

著作権保護の観点から、
問題は掲載していません。

著作権保護の観点から、 問題は掲載していません。

(出典：前田健太郎『女性のいない民主主義』(岩波書店，2019年))

[注]

・ポリアーキー：多数支配を表す概念。

【3】なぜ女性議員は増えにくいのだろうか。

列国議会同盟が2006年から2008年に世界110カ国の272人の国会議員から回答を得た調査結果によると、政治家になることを阻害する要因には大きな男女差が存在する(図4)。

第一に、家族的責任が女性にだけ重くのしかかっている。調査ではこれが女性にとって政治家になることを思いとどまらせる最も大きな阻害要因として挙げられている。男性でも家族的責任に言及する人はいるが、スコアとして女性は3.4、男性2.1と大きな開きがある。実際、子育てと政治活動の両立は容易ではない。列国議会同盟の同調査では、子どものいない女性議員が28%であ

るのに対し、男性議員はわずか6%という結果になっている。筆者らの郵送調査でも、子どものいない女性議員は29%、男性議員は13%だった。女性は子どもがいないか、あるいは子育てを終えてからでないかと政治家になりにくいという構造的な問題が横たわっている。

第二に、女性の役割に関するジェンダー・ステレオタイプが阻害要因となっている。列国議会同盟の調査では「女性の役割に関する世間の態度」が2位となっており、スコアも3.3と高い。他方、男性は「男性の役割に関する世間の態度」は下から2番目だ。女性の役割とは、女性は家庭に入り家族的責任を果たすべきであるという性別役割分業に関する意識である。政治家という職業はこの性別役割分業の規範から逸脱するために、女性が政治家になろうとすると男性と比べてより冷たい目にさらされるのだ。

女性にとっての阻害要因	スコア	男性にとっての阻害要因	スコア
家族的責任	3.4	有権者からの支援のなさ	2.9
女性の役割に関する世間の態度	3.3	資金のなさ	2.7
家族からの支援のなさ	3.2	政党からの支援のなさ	2.7
自信のなさ	3.2	スピーチや地元活動など 代表する経験のなさ	2.7
資金のなさ	3.1	自信のなさ	2.6
政党からの支援のなさ	3.1	学歴の低さ	2.5
スピーチや地元活動など 代表する経験のなさ	3.1	政治は「汚い」または腐敗 していると見られている	2.5
有権者からの支援のなさ	3.0	家族からの支援のなさ	2.4
男性からの支援のなさ	3.0	他の男性からの支援のなさ	2.3
他の女性からの支援のなさ	2.9	女性からの支援のなさ	2.1
政治は「汚い」または腐敗 していると見られている	2.9	家族的責任	2.1
学歴の低さ	2.8	身の安全への配慮	2.1
身の安全への配慮	2.5	男性の役割に関する世間の態度	2.0
宗教	2.3	宗教	1.8

図4 政治家になることを阻害する要因。スコアは回答者が項目ごとに1～4の点数をつけた平均値。4は「かなり影響する」、3は「それなりに影響する」、2は「それほどでもない」、1は「ない」。出典：IPU, *Equality in Politics*, 2008. (<http://www.ipu.org/PDF/publications/equality08-e.pdf>)

第三に、家族からの支援を受けにくいことがある。列国議会同盟の調査でも3位(3.2)に挙がっているが、筆者らの郵送調査でも同様の傾向が観察された。女性の33%は配偶者が「全面的に賛成」しており、「どちらかといえば賛成」を含めると52%が「賛成」、14%が「反対」を受けたと回答した。一方、男性が配偶者から「賛成」を得ているのは33%（「全面的賛成」を得ているのは11%）、「反対」にあったのは40%だ。女性の場合は配偶者が賛成しているというよりも、配偶者が賛成しないと立候補すら困難であるということを示しているのではないだろうか。男性の場合は、妻の賛成／反対にかかわらず立候補を決意している可能性が高い。

これら三つの要因は、どれもが固定的な性別役割分業意識が根源的な要因となっていて引き起こされているといえるだろう。「家族からの支援のなさ」も性別役割分業意識が背景をなし、女性の政治参画の^{あしかせ}足枷となっている。

性別役割分業意識は、男女の自己認識にも影響を与えている。女性は「男性からの支援のなさ」を阻害要因として強く認識しているのに対して、男性は「女性からの支援のなさ」をさほどは意識していない。政治家になろうとする女性は男性から支援を受けられるかどうかを強く意識せざるをえず、どうすれば男性有権者の支持を受けられるのかを戦略的にも考えるだろうが、男性は女性有権者からどう支持を得るかに関して、さほど意識していないことがうかがえる。政治家は男女ともに、男性有権者からの承認をより強く意識して言動することとなり、政治が男性目線で行われることを助長している。

もう一つ留意しなければならないのは、女性の自信のなさだ。キャティー・ケイとクレア・シップマンの二人のジャーナリストが『なぜ女は男のように自信をもてないのか』を出版し、自信論争がアメリカで巻き起こったように、男女の自信や自尊感情の相違は多くの研究が指摘し、女性の社会進出や政治参画の阻害要因となっていることが明らかになっている。政治学ではジェニファー・ローレスとリチャード・フォックスがこの研究を先導してきた。女性は自信が足りなかったり自己評価が低かったりするために、リスクをとることを恐れる、チャンス^{つか}を掴もうとしない、自分を必要以上に責める、といった傾向が観察され、これらはどれも社会で活躍していくには不利に働く。

なぜ女性の自己評価が低いのかといえば、男尊女卑、女性蔑視の価値観が広く社会に浸透しているからであり、男性からの承認を得ない女性の価値は低いという思い込みが女性たちを苦しめるからだ。たとえ職業生活上では成功を収めたとしても、女性として、つまりは異性から見て、価値が低いとみなされることは、大きく自尊心を傷つける。だからこそ、女性を攻撃するためには、女性としての価値を毀損させることが効果的になってしまう。ここで評価基準を握っているのは男性であるため、女性はいくまで他人の目線で自己を評価することを幼いときから経験させられる。

男性もちろん女性にもてないことで自尊心を傷つけられるだろう。しかしながら、そのことが職業上の貢献を減却するものとは思われておらず、女性たちの評価基準に自分が合わせなければならない経験ははるかに少ない。

こうしたジェンダー・バイアスは、政治家になろうとする女性のプールを少なくしてしまうとともに、立候補する女性が攻撃的となる土壌を形成する。公職に立候補することは、権力への意志を公言することになるので、そうした女性は男性から激しい攻撃や侮蔑の対象とされる。日本に限らず、先進民主国においても女性リーダーが公然と侮辱されることは珍しくないのだ。

女性をマイルドな^{おとし}かたちで貶めるのが、服装やメイクに関して^{しつよう}執拗に言及することだ。実際、マスメディアで女性政治家が取り上げられるときには、容姿は必ず注目される。そうしたコメントが電波を通じて繰り返し流れることにより、女性政治家の評価は仕事ぶりではなく、服装を含めた好感度が重要であるというメッセージが社会に流れていく。

女性政治家が直面する問題を整理すれば、子どもを持ってないかもしれない、持っても向き合う時間が限られる、という家庭生活との両立の困難さとともに、公然と攻撃・侮辱・嘲笑されるリスクが高いという通常の職業生活とは異なる側面が存在する。こうした要因が重なり、多くの女性にとって職業としての政治家は割に合わないものとなってしまう。

政治家になるためには、当然であるが選挙に勝たなくてはならない。選挙活動にはいくつかのバリエーションがあり、選挙制度、定数、政党組織、政治文

化などの影響を受ける。

選挙区から選出されている場合は、地元選挙区に貢献していることを何よりもアピールしなければならない。大臣を務めて知名度が高くとも、地元活動を疎かおろそにすると落選のリスクは高まる。そのため、毎週末に地元のさまざまな行事や活動に顔を見せる必要があり、地盤が弱い場合は立法活動に差し障るほどの地元活動を精力的にこなさなければならない状況に追い込まれる。

比例代表の場合は、名簿の順位が上位にくるように、党から評価される活動をこなしていくことになる。バックとなる組織があれば、その組織の意向に沿った政策活動であるし、そうでない場合は知名度を維持していくための活動となる。

地元活動にジェンダー・バイアスが潜んでいることも、女性の政治進出を妨げる。精力的に地元活動をこなすには、家族的責任との両立が困難になってしまふ。また、夜の宴会にも頻繁に参加しなければならず、そこに出席するのがほとんど男性であるならば、セクハラ被害にあうことも皆無ではないだろう。

かつての中選挙区で自民党から女性が出にくかった要因として、同じ選挙区で複数の自民党候補者が競ったため、選挙が政党本位ではなく人物本位となり、宴会を含む地元活動の比重が高かったことがある。たとえば、石破茂いしほ(自民党)は中選挙区では自民党から複数の候補者が出るため、有権者は党の政策ではなく、「世間づき合いがいい、あの人は面倒見がいい、自分の家族のことをほっぽっても、自分の家族を犠牲にしても私のことを大事にしてくれる、そういうことで選択をせざるを得ないんじゃないだろうか」と述べ、時間の限られる女性には不利であると率直に指摘している。

利益誘導政治が横行する政治風土では、誰が政治的利得にあずかれるかの不確実性が高いため、その不確実性を減らすために同性だけのホモソーシャルなネットワークが発達するという研究もある。利益誘導政治が盛んであるかぎり、女性たちは男性のホモソーシャル・ネットワークから弾き出されてしまうのだ。

では並立制に移行し、地元活動は減ったのだろうか。小選挙区であれ中選挙区であれ、選挙区から選出されているかぎり地元活動は不可欠だ。ただし、小

選挙区であれば、第一の関門は党の公認を受けられるかどうかになる。選挙区が完全にどこかの政党の指定席となるような状況であれば、地元活動よりも党からの公認取得活動が重要になってくる。小選挙区では現職候補が有利とされるため、党の公認という第一関門を突破し、次に選挙で勝ち、さらに次回選挙で再選を果たせば、地盤が強固なものとなり、地元活動へのプレッシャーは弱くなっていく。

ところが日本の場合、政党が地域社会に根づいておらず、政党指定席となるような「安全区」が少ない。保守王国と呼ばれるような地域もあるが、これも自民党の指定席というよりは保守系政治家個人が地盤を形成しているのが実態だ。政権交代時には多くの選挙区でオセロゲームのようにガラリと議席が他党へ移行してしまうことが起きている。政党システムが不安定であるために、個々の議員にとっては地元活動のプレッシャーは高いまま維持されている。また、重複立候補・復活当選があるため、同じ選挙区から二人の現職が存在することがあり、このこともまた地元活動の必要性を高めている。

選挙区における地元活動に潜むジェンダー・バイアスを取り除いていくには、利益誘導政治から決別するとともに、地域活動の担い手を男性中心から男女共同参画へと組み替えていくことが有効だろう。地方政治の権力基盤に女性が入っていかなければ、ホモソーシャル・ネットワークが維持され、国政レベルで女性政治家が増えていくのは依然として困難な状況が続いてしまうからだ。

(出典：三浦まり「女性が議員になるということ」同編著『日本の女性議員——どうすれば増えるのか』(朝日新聞出版、2016年))

[注]

- ・ホモソーシャル：同性同士の社会的なつながり。
- ・並立制：小選挙区比例代表並立制のこと。

【4】クオータの実施がもたらす弊害の一つは、女性に付けられる汚点——「スティグマ」——の問題である。すなわち、クオータによって立候補し、当選を果たした女性は、特別な取り扱いによってその地位を手に入れたので、通常の

経路から政界入りした男性よりも能力的に劣っているとみられ、非難や差別的な取り扱いを受ける。たとえば、家父長的な伝統の強いアラブ諸国では、このクオータに対する偏見と女性蔑視とが相俟^{あいま}って、女性議員は軽視され、議会の「お飾り」のように扱われる。

クオータは、議会における女性の地位を貶め、女性が政治的能力を発揮するうえで障害となるというのである。しかし、女性議員に向けられる差別や不当な扱いは、クオータだけが理由であろうか。この問題の根は、クオータよりも女性が議会の少数派に止まっていることにありはしまいか。少数派が軽視され、差別的取り扱いを受けるのは、社会組織一般に共通する集団の病理の一つである。しかも、アラブ諸国に限らず、家父長制の伝統はどの国家にも存在しており、議会といえども、女性蔑視の文化から自由ではない。男性優位の議会のなかで、少数派の女性が弱小勢力というだけでなく、その性別ゆえに、屈辱的な処遇を受けることはあり得ることだ。加えて、彼女たちが男性の既得権を奪うクオータによって参入してきたとなれば、男性議員の彼女たちに対する態度は嫉妬や憎悪のためにさらに悪化するであろう。

事実、ダレループは、北欧諸国のように、女性議員の数が増えればや少数派と呼ぶことができない程度にまで増加してくると、女性議員に向けられるいかなるスティグマも消失することを論証している。たとえば、50パーセントのクオータを実施しているスウェーデンの社民党は、候補者名簿に男女を交互に並べる「ジッパー」と呼ばれる方法を採用している。これは、まず男女別の候補者名簿を作成し、それぞれの名簿の上から順に男女を一人ずつ互い違いに組み合わせるものである。「ジッパー」制度は、当選者の男女比も均衡するように工夫されている。候補者名簿の第一順位を男女のいずれにするかによって、どちらかが一人だけ上回ることになるが、議員の男女比はほぼ均衡する。ダレループは、このジッパー方式のもとでは、女性議員が「クオータ女性」と呼ばれるのであれば、男性議員も同類なので、クオータを理由に女性を特別視することはもはや意味をなさないと述べている。

他方、女性自身が、クオータを用いることに引け目を感じる場合があるかもしれない。こうした感情は、男性が所有する権利を彼らの好意によって分け与

えてもらった、すなわちクオータを「恩恵」とみる考え方から生じる。だが、政治的代表的制は政治社会の構成員すべてに開かれた権利であり、単に男性は先住集団としてそれを独占してきたにすぎない。クオータは、政治的劣位にある後続集団が速やかに代表性を改善するための手段である。つまり、それは、女性に恩恵を与えるのではなく、男性が享受してきた「特権」を返却させ、権利の公平な分配を目指すものなので、何ら恥じることはない。それどころか、クオータによって多様な女性候補者が登場すれば、有権者の選択肢を増やすことができる。

リベラリズムの中心的な批判の一つが、クオータが立候補の「機会の平等」を制約するという批判である。「機会の平等」は、自由競争を前提にした考え方である。ある地位の獲得をめぐる複数の人びとが競うとき、その競争に参加する機会は、参加を希望するすべての人に平等に与えられなければならない。当該地位の性質から発生する特別な要件を除いて、性や年齢、出身、財産など個人の属性によって、参加の機会が制限されてはならないし、地位の獲得もそうした属性ではなく、その地位を全うするうえで求められる能力によって決定される必要がある。つまり、機会の平等は、メリット・システム、あるいは能力主義と一体化した考え方でもある。

このような観点から、立候補者の一定割合を女性に振り分けるジェンダー・クオータは、立候補者という地位をめぐる競争の自由を制限し、メリット・システムを掘り崩すと批判されている。また、女性だけの枠が設けられることは、男性を差別することであるが、同時に当の女性にとっても平等に取り扱われることが妨害される「逆差別」となる。「機会の平等」原則はリベラリズムと強い親和性をもっているため、こうした批判はコンソシエーション・コーポラティスト——あるいは社民主義的傾向——の北欧諸国ではみられず、主にリベラル国家で展開されている。事実、イギリス労働党のクオータに向けられた批判は、専ら「機会の平等」問題に集中した。批判は他党のみならず、党内からも起こり、法廷に持ち出された。

イギリス労働党が1993年に女性候補者名簿によるクオータを導入した直

後、同党の二人の男性党員が、特定の選挙区を女性候補者のみに割り当てるのは、性差別法(1975年施行)が規定する雇用機会における性差別に当たるとして、労働党を相手取って産業法廷に訴えを起こしたのである。争点は、国会議員立候補者に果たして同法が適用されるのか、また立候補者とその公認政党との間に雇用関係が成立するののかという二点に絞られた。1996年、産業法廷は、いずれの点も認め、クオータは雇用機会の平等に抵触すると判断した。もっとも、この裁定にもかかわらず、労働党は女性候補者名簿を実施した。さらに、産業法廷でこの裁判を担当した判事の中には、法の解釈が間違っていると主張するものもいた。そのため、1998年、性差別法は改正され、議会の候補者については積極政策(クオータ)が認められるという条項が追加された。

バッチは、政治におけるクオータは、民主的な代表制を推進することを目的にしているので、雇用の場におけるクオータ——すなわち、アファーマティヴ・アクション(積極的差別是正策)——よりも、明らかに正当化し得ると主張している。このように、選挙クオータが機会の平等を侵害するという批判は、しばしば雇用におけるアファーマティヴ・アクションとの類推で展開される。雇用におけるアファーマティヴ・アクションの弊害として指摘されるのが、メリット・システムの侵害、すなわち能力のある人がその能力を活用する機会を奪われるのみならず、その人の能力によって得られるであろう組織の利益が失われるという問題である。この雇用の機会均等において生じる問題が、政治的なクオータにも適用され、選挙クオータは政治的能力のある人の機会と同時に、有権者の利益をも奪うと批判される。だが、この批判は、労働市場と民主政治とを同列に扱うという誤りを犯している。

労働市場を動かすのは資本の論理であり、利潤競争を勝ち抜く能力が何よりも求められる。資本市場の目的は利潤を上げることに尽きるので、利潤獲得により多く貢献する能力のある人がその機会を奪われる可能性に反対することには、一定の合理性が認められる。他方、民主政治の目的は、参加者が議論を尽くして、一定の合意に到達する合意形成にある。政治共同体の構成員全員が合意形成に参加することができないので、代表が選挙によって選出される。このプロセスを、われわれは民主主義と呼んでいる。民主政治にとってより重要な

ことは、政治共同体の構成員の多様な意見を汲み上げることであり、利潤を生み出すことではないはずだ。すでに論じたように、選挙クォータは、政治的弱者集団の代表性を向上させることを目的にしている。この目的は、市場の論理にはそぐわないが、政治の民主的運営に抵触するものではない。というより、政治代表の多様性を高めるための積極的な方法として、民主主義に貢献する。有権者にとっては、選択肢がより広がることでもある。議会の立候補者は雇用の場の志願者とは、やはりその性質において異なっているのである。

しかしながら、民主的な多様性は、政治社会の一体性と普遍的な秩序を重んじる立場からすると、望ましいことではない。スクワイヤーズは、クォータが「派閥主義」の温床となって、政治社会を分裂させることを懸念する。彼女によれば、多数派集団によって代表できない少数派集団のアイデンティティの政治的表明を保障しようとする「集団代表」の考え方は、政治が正義について共通の認識を創り上げることを放棄することである。そのことは、正義がアイデンティティの違いを認めることに擦り替えられてしまう危険性を導く。集団間の違いを超越することよりも、異なるアイデンティティをむしろ積極的に認知することを重視するのである。スクワイヤーズは、この「アイデンティティの政治」——あるいは「文化の政治」——は、リベラリズムの中立性や普遍主義と対立するばかりか、自集団のアイデンティティや文化は他集団には代表できないと主張する集団の代表性を悉く認めること^{ことごと}によって、派閥主義を台頭させるという。

人びとを差異化する属性には、性別の他に人種、民族、宗教、階層、身体機能などがある。しかも、これらの差異は、たとえば主流派の人種と非主流派の人種、多数派民族と少数派民族、多数派宗派と少数派宗派、上層階級と下層階級、健全者と障害者というように、不均衡な関係によって人びとを二分し、後者の不利な立場に置かれる人びとは、しばしば前者の優越的な立場の人びとによって差別的に取り扱われたり、抑圧を受けたりする。こうした不平等や不利益を被る人びとには国家による人権保障や社会政策が保障され、社会的救済が試みられる。しかし、政治的には平等に取り扱われる。ところが、女性という

一つの集団に政治的な特別措置を認めてしまうと、自分たちのアイデンティティが多数派によって差別され、抑圧されていると主張するすべての集団に、この措置を適用せざるを得なくなる。わけても、多民族・多文化国家において、ジェンダー・クオータは、押し込められていたさまざまな宗教的・文化的アイデンティティを^{あふ}溢れ出させる「パンドラの箱」になる危険性をもっている。

派閥主義批判に対し、ヤングは、集団間の違いを認める「差異の政治」は、「アイデンティティの政治」とは異なるものだと反論している。自己の固有性を主張する社会集団の中には、「アイデンティティの政治」だと分類されても仕方のないグループも確かにある。しかし、「差異の政治」が想定する集団は次の二つの点において、アイデンティティの集団とは異なっている。まず、その社会集団の固有性は、固定的な所与の条件によってではなく、関係性から生じる差異によって定義される。第二に、当該集団それ自体が固有のアイデンティティを共有しているのではなく、当該集団が置かれている社会的地位がその集団に所属する個人のアイデンティティを形成している。これらの基準に基づいて、ヤングは、「文化的」社会集団と「構造的」社会集団とを区別し、不平等が構造化されている後者の正義の回復を求めることのほうが、前者のそれよりも重要であると主張する。

集団を差異化するカテゴリーのうち、ヤングが構造的な社会集団を形成すると考えるのは、ジェンダー、人種、身体機能である。具体的には、アメリカ人である彼女の経験から、女性、同性愛者、黒人、障害者などである。これらの人びとの不平等な地位は、権力、資源配分、ヘゲモニーといった構造的な関係に起因し、それは歴史的に形成されたものである。彼らが体力や勢力(人数)、経済力などにおいて、彼らの対の集団——男性、異性愛者、白人、健常者——よりも劣っているために、優位に立つ集団の価値観や習性、文化こそが正統だとされ、優位集団は彼らを差別的に取り扱い、長い時の経過のなかでやがて両者の抑圧と被抑圧の関係が構造化する。そして、一旦こうした関係が構造化され、社会の中に組み込まれると、被抑圧者集団の政治的権利が法によって確立された後も、両者の不平等な関係は続き、彼らは相変わらず「二流市民」の地位に甘んじなければならない。被抑圧者集団の真の政治的平等を達成するには、

支配集団と同じ重さの平等だけでは不十分であり、クオータのような特別な措置が必要となる。

(中略)

クオータ擁護論には、女性を押し並べて一つの集団として扱うことが了解されている。しかし、このジェンダー・クオータの大前提こそが擁護論に最も厳しい批判を突きつける。クオータは「本質主義者」の主張だという批判である。本質主義は、男女の性質の違いを強調する余り、結局女性のありようを固定し、妻や母といったステレオタイプな女性観を復活させてしまうという、差異派フェミニストが陥り易い矛盾である。

マンスブリッジは、クオータの有効性を認めながらも、ジェンダー・クオータは「女性だけが女性を代表でき、逆に女性には男性を代表することはできない」という本質主義の考え方と紙一重だと指摘している。本質主義的な考え方が危険なのは、「女性は女性候補者に投票しなければならない」と強制することによって、女性の自由な判断や選択を束縛するばかりか、女性のアイデンティティを硬直化させるからである。女性が女性というだけで一つのカテゴリーによって括^くられると、女性の多様性や個別性は無視され、画一的な固定観念が表象されてしまう。しかし、皮肉なことに、フェミニズムが目指すのが、まさにそうした女性に纏^{まと}わりつく固定観念を打ち破ることである。フェミニストは、女性のステレオタイプ——妻、母、世話をする性——を概念化するために、「ジェンダー」という言葉を創出したのではなかったのか。そして、クオータには、女性の政治的影響力を強化することによって、硬直的なジェンダー観から女性を解放することが期待されている。ところが、その手段が目的を侵食し、フェミニストの努力を水泡に帰してしまうかもしれないのだ。クオータを擁護することは、フェミニストを二律背反の困難に陥れる。

クオータ擁護論者には、本質主義批判を首尾よく論破することができない。それどころか、擁護論者自らもこの本質主義の危険性を自覚している。彼女たちは、クオータの効果と本質主義の弊害とを比較し、後者よりも前者が女性にもたらす利益がより大きいゆえに、本質主義の弊害は相殺され得ると考える。

たとえば、キッティルソンは、次のように説明している。

「ジェンダー・クオータは男女の違いを具現するけれども、伝統的なジェンダーを無視したアプローチは、結局そのアプローチが約束する機会の平等を実現することができなかった。たとえばアメリカ合衆国のように、単に女性の教育の向上や専門性の強化によって、女性の政治的過少代表を徐々に改善していこうといった間接的な方策では、目に見えるような効果は期待できず、クオータを導入して女性国会議員を^{いっき かせい}一気に増やす直接的な方法をとる^{はる こう}国の遙か後塵^{じん}を拝することになる。自然のままに放置しておけば、男女の政治代表の不均衡是正にはこの先何十年も要する」。

女性議員を増やすのに、クオータほど効果的な方法はない。しかし、その薬効には強い副作用がある。マンスブリッジは、柔軟な対応によって、副作用をできる限り抑制すべきことを強調している。すなわち、クオータを導入するのであれば、「法律によるのではなく、政党のレベルで、あくまで自発的な採用が望ましく、またその実施も永続的なものではなく、実情に応じた暫定的な措置としたほうがよい」。

(出典：衛藤幹子「リベラル・デモクラシーと積極的平等政策——候補者ジェンダー・クオータの是非をめぐって」名和田是彦編著『社会国家・中間団体・市民権』(法政大学出版社, 2007年))

[注]

- ・メリット・システム：人事行政上の用語で、資格任用制または成績主義のこと。
- ・産業法廷：労働問題を専門に扱う法廷。
- ・ヘゲモニー：指導的、支配的な立場。